

白岡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の理由

妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のための国家公務員の非常勤職員等に係る勤務条件の改正を踏まえ、非常勤職員等の育児休業の取得要件の緩和等に関する規定等を整備するため、本条例の一部を改正するものである。

2 改正の概要

(1) 第2条、第2条の3及び第2条の4関係

非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件を緩和するとともに、子が1歳到達日以降の育児休業取得日について、取得日の限定要件を廃止する。

また、関連する文言を整理する。

(2) 第3条、第3条の2、第7条及び第10条関係

育児休業の取得要件の緩和に伴い、所要の改正を行うとともに、関連する文言を整理する。

3 施行期日

令和4年10月1日